

議第234号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定  
する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例  
京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。  
別表第1 京都市桂坂児童館の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

京都市桂坂児童館を廃止する必要があるので提案する。